

今後予定される主な法改正



マイナンバー法 (2025年12月施行)

健康保険証の廃止(経過措置終了)→12月2日以降、従来の健康保険証は使用できなくなる
令和8年3月31日までは、暫定的な取り扱いあり
既存の健康保険証は有効期限まで使用可
資格確認書は引き続き使用可



労働安全衛生法

化学物質の管理強化(2026年4月施行)
高年齢労働者への労働災害防止に必要な措置の努力義務化(2026年4月施行)
個人事業主の業務災害の報告制度の創設(2027年1月施行)
個人事業者等自身への安全衛生措置の義務付け(2027年4月施行)
50人未満の会社にもストレスチェック義務化(公布日(2025年5月14日)から3年以内に政令で定める日に施行)



労働施策総合推進法★★★

治療と仕事の両立支援(努力義務)(2026年4月施行)
カスタマーハラスメント(ペイハラ)・就活セクハラ対応義務化
(公布(2025年6月11日)日から起算して1年6月を超えない範囲で政令で定める日(2026年10月予定)施行)



子ども・子育て支援法 (2026年4月施行)

子ども子育て支援金の徴収開始
毎月の健康保険料に上乗せして徴収



女性活躍推進法

従業員101人以上の企業に、男女間賃金差・女性管理職比率の公表義務化(2026年4月施行)
「プラチナえるぼし」認定基準の追加(公布日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行)



医療法等の一部を改正する法律

オンライン診療の法制化と手続規定整備(2026年4月施行)
外来医師過多地域での新規診療所への対応を強化(2026年4月施行)
保険医療機関管理者の要件明確化(経験年数など)(2026年4月施行)
美容医療機関に定期報告義務等(公布(2025年5月21日)後2年以内に政令で定める日に施行)
医師偏在是正に向けた包括的対策(公布(2025年5月21日)後3年以内に政令で定める日に施行)
(一部は2026年4月施行)
医療DX推進(公布(2025年5月21日)後1年以内に政令で定める日に施行)
厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする
(公布(2025年5月21日)後3年以内に政令で定める日に施行)
社会保険診療報酬支払基金の体制見直し(公布(2025年5月21日)後1年6月以内に政令で定める日に施行)
医療情報化推進方針の策定(公布(2025年5月21日)後2年以内に政令で定める日に施行)



医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（2026年5月施行）

医薬品供給不足・創薬環境の変化に対応
品質・安全性の確保、薬局機能の強化
安定供給体制・創薬推進環境の整備



障害者雇用促進法施行令（2026年7月施行）

障害者雇用率の引き上げ：2.5%→2.7%
37.5人以上雇用しているすべての事業所が義務



有機溶剤中毒予防規則（2026年10月施行）

個人暴露測定について、有資格者が作業環境測定基準に従って行うことを義務付け



年金制度改革法

年度	改正内容
2026年 4月	在職老齢年金制度の見直し(支給停止基準額50→62万円)
2026年10月	保険料負担軽減・制度支援
2027年10月	短時間労働者の適用拡大(従業員36人以上)
2028年 4月	企業型DCの拡充・簡易化
2028年 9月	標準報酬月額上限を71万円に
2029年 9月	標準報酬月額上限を75万円に
2029年10月	短時間労働者の適用拡大(従業員21人以上)
2032年10月	短時間労働者の適用拡大(従業員11人以上)
2035年10月	短時間労働者の適用拡大(従業員1人以上)

その他の施行予定

個人型確定拠出年金の加入年齢を70歳未満に引き上げ（2028年前後）
（公布日(2025年6月20日)から3年以内の政令で定める日に施行）
企業年金の情報開示強化(公布日(2025年6月20日)から5年以内の政令で定める日に施行)
外国人の脱退一時金制度の見直し(公布日(2025年6月20日)から4年以内の政令で定める日に施行)



公益通報者保護法（ホイッスルブローワー法）

内部通報者への不当解雇・懲戒処分に対する罰則を強化
（公布日(2025年6月11日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）



雇用保険法（2028年10月施行）

雇用保険適用拡大 週の所定労働時間が10時間未満であるものを適用除外

（令和7年12月）

三重県医療勤務環境改善支援センター(事業委託:公益社団法人 三重県医師会)

〒514-0003 津市桜橋二丁目 191-4 三重県医師会館 5階 (受付時間: 午前9時から午後5時まで (土日祝日を除く))

URL: <https://www.mie.med.or.jp/kinmushien/> E-MAIL: mie-kinmusien-c@bird.ocn.ne.jp

TEL: 059-253-8879